

(様式例)

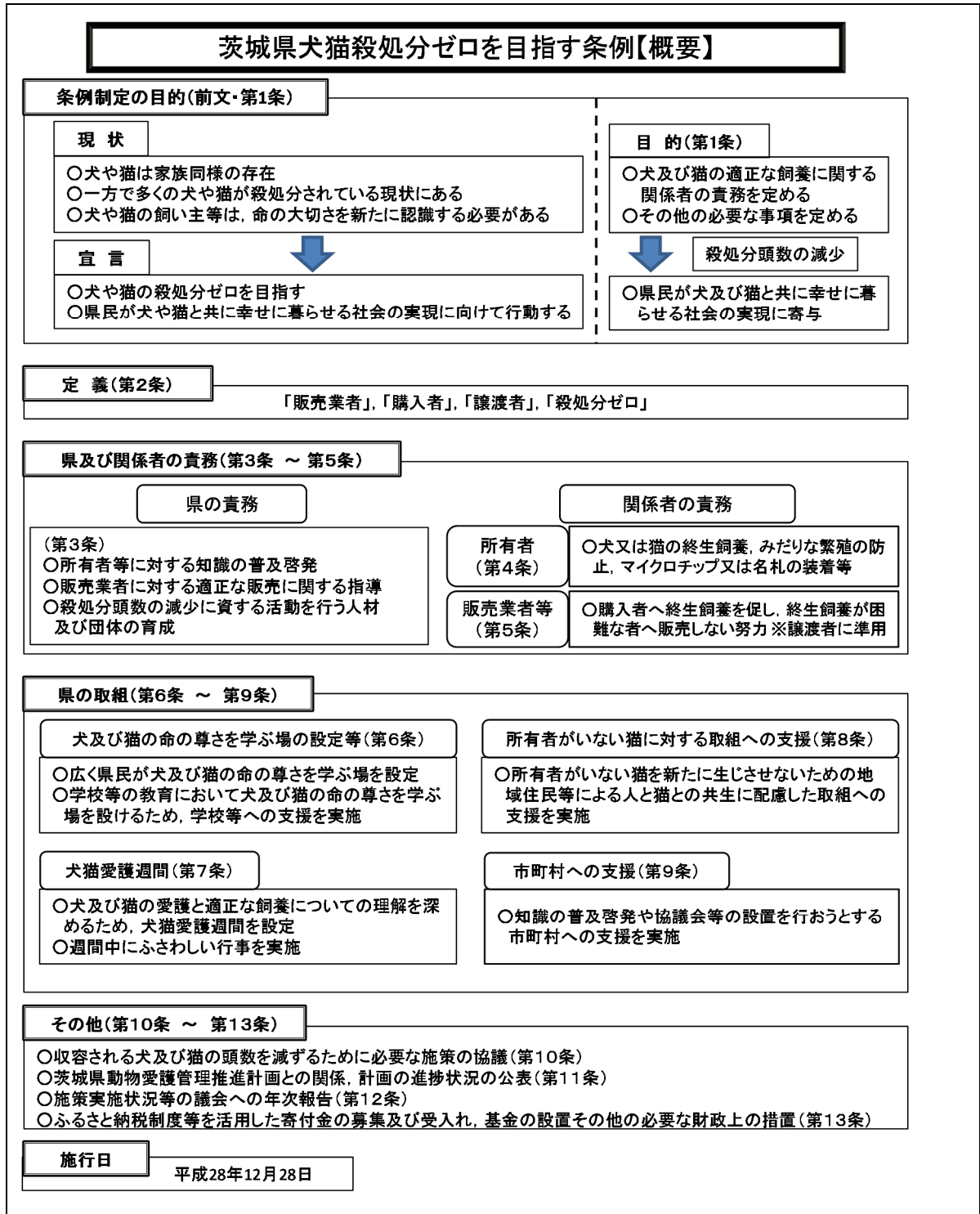
議員提案政策条例の規定による施策等の実施状況及び成果に関する報告書

1 条例の基本事項

条例の名称	茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例		
担当課(室)	生活衛生課	公布日	平成28年12月28日
報告の根拠	条例第12条(年次報告)		

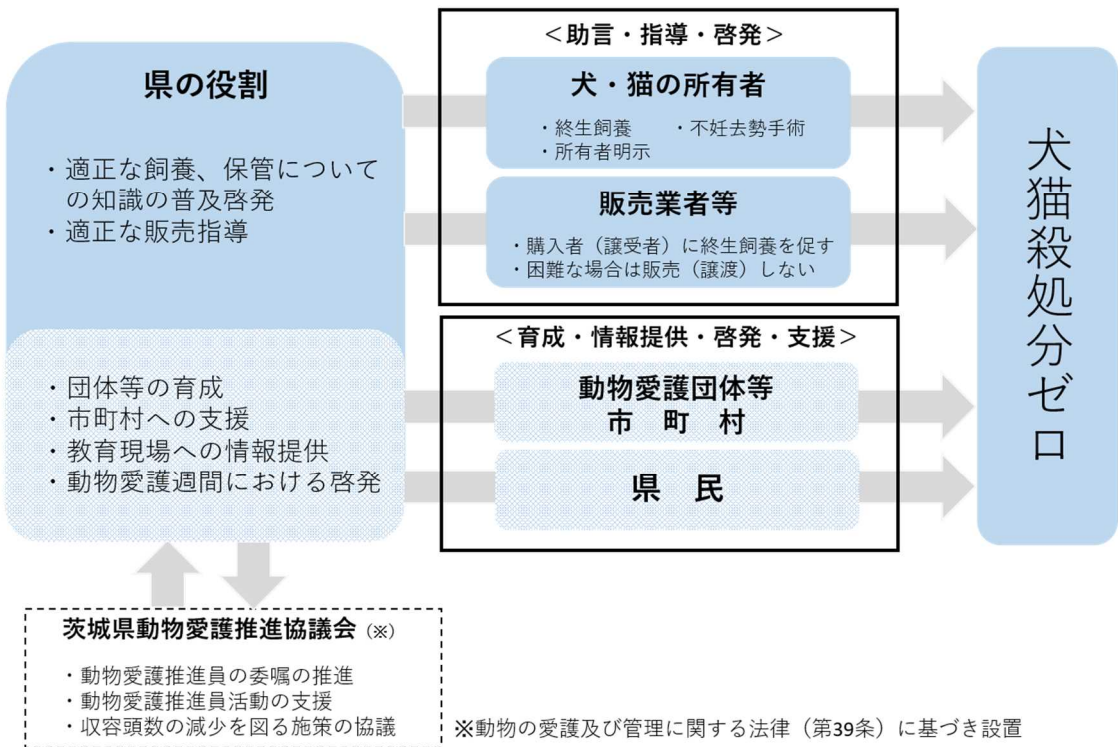
2 条例の概要・施策体系図・推進体制等

(1) 条例の概要・施策体系図



(2) 推進体制

【茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例】



(3) 条例制定後の主な取組

1 茨城県動物愛護管理推進計画（第4期）について

概要：動物の愛護及び管理に関する法律第6条に基づき定める計画。

計画策定時には条例第11条に基づき、条例の趣旨を尊重する必要がある。

策定期間：令和3年3月

計画期間：令和3年4月から令和13年3月（10年間）

数値目標：(1)譲渡適性が低いと判断して行う犬猫の殺処分頭数の減少

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	75	60	40
猫	75	40	10
合計	<u>150</u>	<u>100</u>	<u>50</u>

(2)譲渡適性があると判断できる犬猫の殺処分頭数ゼロを維持

(3)収容中に死亡する犬猫の頭数の減少

区分	令和元年度 (実績)	令和7年度 (中間目標)	令和12年度 (目標)
犬	69	60	50
猫	349	190	100
合計	<u>418</u>	<u>250</u>	<u>150</u>

2 犬猫の殺処分頭数の推移（過去7年間）

令和3年度以降、犬猫殺処分ゼロを維持している。

区分	分類	殺処分頭数						
		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
犬	①	12	155	75	2	0	0	※ 1
	②	251	18	0	0	0	0	0
	③	75	62	69	38	37	27	23
	計	338	235	144	40	37	27	24
猫	①	0	11	75	21	※ 1	※ 2	※ 1
	②	294	0	0	0	0	0	0
	③	81	200	349	337	200	269	181
	計	375	211	424	358	201	271	182
犬猫 合計	①	12	166	150	23	※ 1	※ 2	※ <u>2</u>
	②	545	18	0	0	0	0	<u>0</u>
	③	156	262	418	375	237	296	<u>204</u>
	計	713	446	568	398	238	298	206

①譲渡適性が低いと判断した犬猫の殺処分頭数 H29：12頭 → R5：2頭(※)

②譲渡適性があると判断できる犬猫の殺処分頭数 H29：545頭 → R5：0頭

③収容中に死亡した犬猫の頭数 H29：156頭 → R5：204頭

※水戸市動物愛護センターにおいて、収容時の負傷の程度が著しく安楽死処分したもの。

3 条例の規定による事業等の実施状況及び成果並びに今後の取組

(1) 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業	県	(実績) ①犬猫殺処分ゼロプロモーション事業 ・猫の適正飼養普及啓発のためのリーフレット作成：20,000部 ・動物愛護パネル展の実施：2回 ・広報車による広報宣伝：県共用自動車43台に啓発マグネット掲示 ・メディアによる啓発・情報発信：ラジオ4回、広報誌1回、X(旧ツイッター)で犬猫の公示情報を掲載 ②地域猫活動推進事業 ・35市町村が取り組む地域猫活動に対し、2,398頭分の不妊去勢手術券を交付 ③犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業 ・一般団体4件、市町村動物愛護協議会6件 計10件について補助 ④適正飼育指導員設置事業 ・収容頭数の多い地域を中心に、適正飼養に係る巡回指導を延べ288件実施 (成果) 上記事業により、譲渡適性があると判断された犬猫の殺処分ゼロを維持することができた。 (生活衛生課)	34,495
<u>【今後の取組み】</u> 犬猫殺処分ゼロを目指す環境整備事業	県	①犬猫殺処分ゼロプロモーション事業 犬猫殺処分ゼロを維持するための啓発資材の作成、動物愛護パネル展の実施、各種メディアでの広報等を実施する。 ②地域猫活動推進事業 県内市町村が取り組む地域猫活動の支援として不妊去勢手術券を交付する。 ③犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業 民間団体が実施する犬猫殺処分ゼロを目的とした自発的な活動に対し、事業資金の補助を行う。 ④適正飼育指導員設置事業 適正飼育指導員を2名配置し、適正飼	31,575

		養の集中監視を実施する。 ⑤地域連携推進事業【拡充】 市町村の福祉部門、環境部門及び動物病院等と連携し、適正飼養に係る指導、継続的な見守り、不妊去勢手術費用の助成等を実施し、犬猫の多頭飼育崩壊を未然に防止する。	
--	--	--	--

(2) 譲渡犬猫サポート事業

事業名	事業主体	事業の内容	前年度 最終予算額 [千円]
			今年度 当初予算額 [千円]
<u>【前年度の実施状況及び成果】</u> 譲渡犬猫サポート事業	県	(実績) ①譲渡犬猫の飼育管理費補助事業 ・11団体及び10個人に対し、431頭分の飼育管理費を補助 ②譲渡犬猫の不妊去勢手術実施事業 ・動物指導センターでの手術 133頭 ・動物病院での不妊去勢手術 438頭 ③マイクロチップ装着推進事業 ・啓発チラシ20,000枚作成、配布 ・犬116頭、猫3頭 計119頭に装着 (成果) 上記事業により、収容された犬猫の出口対策を強化することができた。	28,392
<u>【今後の取り組み】</u> 譲渡犬猫サポート事業	県	(生活衛生課) ①譲渡犬猫の飼育管理費補助事業 動物指導センターに収容された犬猫を譲り受ける登録ボランティアに対し、飼育費の一部を補助する。 ②譲渡犬猫の不妊去勢手術実施事業 動物指導センターから譲渡する犬猫について、不妊去勢手術の実施、または不妊去勢手術券を発行する。 ③マイクロチップ装着推進事業 マイクロチップに係る啓発資材の作成、配布及び動物指導センターから返還・譲渡される犬、猫にマイクロチップを装着する。 ④ドッグトレーニング事業【新規】 譲渡することが適正でないと判断された犬について、ドッグトレーナーによるトレーニングを実施することにより、譲渡の促進を図る。	35,228